

經濟產業省

受託調查

2015 年度中国知財関連司法動向調査

2016 年 8 月

日本貿易振興機構 (JETRO)

北京事務所 知識産権部

Ⅲ 司法解釈

1. 最高人民法院による「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定

最高人民法院による「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の改正に関する決定が、2015年1月19日に、最高人民法院審判委員会において可決され、2015年2月1日から施行された。本決定は、2008年に改正された現行特許法(2009年10月1日施行)の条文・用語との統一及び同法の改正内容の反映を目的とするものである。

①「意匠特許製品の販売の申出行為の実施地」の侵害行為地への追加

第3次特許法改正により、「意匠特許製品の販売の申出行為」が意匠特許侵害行為の1つの類型として新たに追加された。これを受けて、権利侵害行為地に「意匠特許製品の販売の申出行為の実施地」を追加した(5条)。

②特許権評価報告書制度への対応

第3次特許法改正により、従来の「検索報告書」が「特許権評価報告書」に変更され、また、人民法院にかかる報告書を提出できる特許の類型に「意匠特許」が追加された。これを受けて、今回の改正では、特許の出願日を基準として、出願日が2009年10月1日以前(2009年10月1日を含まない)の実用新案特許については、原告は「検索報告書」を提出することができ、出願日が2009年10月1日以後の実用新案特許及び意匠特許については、原告は「特許権評価報告書」を提出することができる、と定めた。また、原告が正当な理由なく上記報告書を提出しない場合、人民法院は訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる、という内容を追加した(8条)。

③侵害賠償額の算定方法の具体化

第3次特許法改正により、特許権侵害の賠償額の算定方法がより明確化され、権利侵害に起因して受けた実際の損失の確定が難しい場合のみ、権利侵害者が権利侵害に起因して得た利益によって確定することができる、とされ、また、法定賠償金額の上限が100万人民元に引き上げられた。これを受けて、今回の改正では、特許権者が2つの賠償額確定方法(権利者の損失又は権利侵害者の得た利益)のいずれかを選択できるという従来の内容が削除され、法定賠償金額についても現行特許法に合わせて修正された(21条)。

【法令】

・日本語訳

最高人民法院による

「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の
改正に関する決定

「最高人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」は、2015年1月19日に、最高人民法院審判委員会の第1641回会議において可決された。ここに公布し、2015年2月1日から施行する。

最高人民法院

2015年1月29日

法釈[2015]4号

最高人民法院による

「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」の
改正に関する決定

(2015年1月19日最高人民法院審判委員会第1641回会議にて可決)

最高人民法院審判委員会の第1641回会議の決定に基づき、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」を次のとおり改正する。

1 第5条第2項を次のとおり改める。

「権利侵害行為地とは、次に掲げるものを含む。侵害を訴えられている発明及び実用新案特許権に係る製品の製造、使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。特許方法の使用行為の実施地は当該特許方法により直接得た製品の使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地による。意匠特許製品の製造、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。他人特許冒用行為の実施地。上記の権利侵害行為による権利侵害結果の発生地。」

2 第8条1項を次のとおり改める。

「出願日が2009年10月1日より前(当該日は含まない)の実用新案特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した検索報告を提出することが

できる。出願日が 2009 年 10 月 1 日以降の実用新案又は意匠特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した特許権評価報告を提出することができる。事件の審理の必要性に基づき、人民法院は、原告に対し検索報告又は特許権評価報告を提出するよう求めることができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は、訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる。」

3 第 9 条第 1 号を次のとおり改める。

「(1)原告が提出する検索報告又は特許権評価報告において、實用新案又は意匠特許権の無効を引き起こす事由が発見されていない場合」

4 第 17 条を次のとおり改める。

「特許法第 59 条第 1 項にいう「発明又は實用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面を請求項の内容の解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は、請求項に記載されている全ての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない、当該技術特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。」

「均等な特徴とは、記載されている技術特徴と基本的に同一の手段を用いており、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつその領域の一般技術員が訴えられている権利侵害行為の発生時に創造的な労働を経ずして連想することのできる特徴をいう。」

5 第 18 条を次のとおり改める。

「特許権侵害行為が 2001 年 7 月 1 日より前に発生した場合、改正前の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。2001 年 7 月 1 日以降に発生した場合、改正後の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。」

6 第 19 条を次のとおり改める。

「他人の特許を冒用した場合、人民法院は特許法第 63 条の規定に従いその民事責任を確定することができる。特許業務管理部門が行政処罰を与えていない場合は、人民法院は民法通則第 134 条第 3 項の規定に従い民事制裁を加えることができ、適用される民事過料額は、特許法第 63 条の規定を参照して確定することができる。」

7 第 20 条第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、次のとおり改める。

「特許法第 65 条に定める権利者が権利侵害により被った実際の損失は、特許権者の特許製品が権利侵害により被った販売量減少の総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗ずることによって計算することができる。権利者の販売量減少の総量を確定することが難しい場合、権利侵害製品の市場における販売総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗じた

ものを、権利者が権利侵害により被った実際の損失とみなすことができる。」

第 3 項を第 2 項とし、次のとおり改める。

「特許法第 65 条に定める権利侵害者が権利侵害により得た利益は、当該権利侵害製品の市場における販売総量に個々の権利侵害製品の合理的な利潤所得を乗じることによって計算することができる。権利侵害者が権利侵害行為により得た利益は、通常、権利侵害者の営業利潤によって計算し、完全に権利侵害行為を業としていた権利侵害者については、販売利潤によって計算することができる。」

8 第 21 条を次のとおり改める。

「権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが難しいが、特許許諾使用料を参照することができる場合、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許権付与の性質、範囲及び存続期間等の要素に基づき、当該特許許諾使用料の倍数を参考にして合理的な賠償額を確定することができる。参照できる特許許諾使用料がない場合、又は特許許諾使用料が明らかに不合理である場合は、人民法院は、特許権の種類並びに権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、特許法第 65 条第 2 項の規定に従い賠償額を確定することができる。」

9 第 22 条を次のとおり改める。

「権利者が権利侵害行為の差止のために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は、特許法第 65 条で確定された賠償額以外に別途計算することができる。」

10 第 24 条を次のとおり改める。

「特許法第 11 条及び第 69 条にいう販売の申出とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって、商品販売の意思表示をすることをいう。」

本決定に基づき、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」をしかるべく改正し、改めて公布する。

最高人民法院による

特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定

(2001 年 6 月 19 日最高人民法院審判委員会第 1180 回会議にて可決、2013 年 2 月 25 日最高人民法院審判委員会第 1570 回会議にて可決された「最高人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」に基づき第一次改正、2015 年 1 月 19 日最高人民法院審判委員会第 1641 回会議にて可決された「最高

人民法院による『最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」に基づき第二次改正、当該改正は 2015 年 2 月 1 日から施行)

特許紛争事件を正確に審理するため、「中華人民共和国民法通則」(以下「民法通則」という)、「中華人民共和国特許法」(以下「特許法」という)、「中華人民共和国民事訴訟法」及び「中華人民共和国行政訴訟法」等の法律の規定に基づき、下記の規定を定める。

第 1 条(特許紛争事件)²

人民法院は、下記の特許紛争事件を受理する。

- (1)特許出願権に関する紛争事件
- (2)特許権の帰属に関する紛争事件
- (3)特許権及び特許出願権の譲渡契約に関する紛争事件
- (4)特許権の侵害に関する紛争事件
- (5)他人の特許の冒用に関する紛争事件
- (6)発明特許の出願の公布後から、特許権の付与前における使用料に関する紛争事件
- (7)職務発明創造の発明者及び創作者への奨励及び報酬に関する紛争事件
- (8)訴訟前の権利侵害行為差止及び財産保全の申立に関する事件
- (9)発明者及び創作者の資格に関する紛争事件
- (10)出願拒絶決定を維持するという特許再審査委員会の再審査決定を不服とする事件
- (11)特許権の無効宣告請求に関する特許再審査委員会の決定を不服とする事件
- (12)国務院特許行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする事件
- (13)国務院特許行政部門による強制実施許諾使用料についての裁定を不服とする事件
- (14)国務院特許行政部門の行政不服申立決定を不服とする事件
- (15)特許業務管理部門の行政決定を不服とする事件
- (16)その他の特許に関する紛争事件

第 2 条(一審管轄)

第一審の特許紛争に関する事件は、各省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級人民法院並びに最高人民法院の指定する中級人民法院が管轄する。

最高人民法院は、実際の状況に基づき、基層人民法院を指定して第一審特許紛争事件を管轄させることができる。

第 3 条(2001 年 7 月 1 日以降の取消請求に関する再審査決定を不服とする訴え)

当事者が、特許再審査委員会が 2001 年 7 月 1 日以降に出した、実用新案及び意匠特許権の取消請求に関する再審査決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は、これ

² 注：条文見出しは原文にはないが、参照に便利のように、執筆担当事務所が付けた。

を受理しない。

第4条(2001年7月1日以降の出願拒絶決定維持の再審査決定等を不服とする訴え)

当事者が、特許再審査委員会が2001年7月1日以降に出した、実用新案及び意匠特許の出願拒絶決定を維持するという再審査決定、又は実用新案特許権及び意匠特許権の無効宣告請求に関する決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する場合、人民法院は、これを受理しなければならない。

第5条(土地管轄)

特許権侵害行為による提訴は、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地とは、次に掲げるものを含む。侵害を訴えられている発明及び実用新案特許権に係る製品の製造、使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。特許方法の使用行為の実施地は当該特許方法により直接得た製品の使用、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地による。意匠特許製品の製造、販売の申出、販売及び輸入等の行為の実施地。他人特許冒用行為の実施地。上記の権利侵害行為による権利侵害結果の発生地。

第6条(製造地と販売地が異なる場合)

原告が、権利を侵害した製品製造者のみを提訴し、販売者に対する訴訟を提起せず、権利侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として訴訟を提起する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の支店等(原文は「分支機構」)で、原告が販売地において権利侵害製品製造者の製造及び販売行為を提訴する場合、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第7条(方法発明特許に関する訴訟)

原告が、1993年1月1日以前に提出した特許出願に基づき、及び当該出願により付与された方法発明特許権に基づいて提起する権利侵害訴訟は、本規定第5条及び第6条の規定を参照して管轄を定める。

人民法院は、上記事件の実体審理においては、法に従い、方法発明特許権は製品に及ばないとの規定を適用する。

第8条(原告の検索報告提出、被告の無効宣告請求)

出願日が2009年10月1日以前の(当該日は含まない)の実用新案特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した検索報告を提出することができる。出願日が2009年10月1日以降の実用新案又は意匠特許について特許権侵害訴訟を提起する場合、原告は、国务院特許行政部門が作成した特許権評価報告を提出することができる。事件の審理の必要性に基づき、人民法院は、原告に対し検索報告又は特許権評価報告を提出す

るよう求めることができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は、訴訟中止を裁定し、又は可能性のある不利な結果を原告が負担することを命じる判決を下すことができる。

実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件の被告が、訴訟中止の申立をする場合、答弁期間内において原告の特許権に対し無効宣告の請求を提出しなければならない。

第 9 条(答弁期間内の無効宣告請求による訴訟手続停止)

人民法院が受理する実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間内において当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなければならないが、次の各号に掲げる状況のいずれかに合致する場合、訴訟を中止しないこともできる。

- (1)原告が提出する検索報告又は特許権評価報告において、実用新案又は意匠特許権の無効を引き起こす事由が発見されていない場合
- (2)被告の提供する証拠が、使用している当該技術はすでに公知であるということを十分に証明している場合
- (3)被告が当該特許権の無効宣告を請求するために提供した証拠又は根拠となる理由が、明らかに不十分である場合
- (4)人民法院が、訴訟を中止すべきでないと認めるその他の事由

第 10 条(答弁期間満了後の無効宣告請求による訴訟手続停止の禁止)

人民法院が受理する実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間満了後に当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止してはならない。但し、審査により訴訟を中止する必要があると認める場合を除く。

第 11 条(訴訟手続停止の禁止の例外)

人民法院が受理する発明特許権の侵害に関する紛争事件又は特許再審査委員会の審査を経て特許権を維持した実用新案及び意匠特許権の侵害に関する紛争事件で、被告が答弁期間内に当該特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は、訴訟を中止しないことができる。

第 12 条(訴訟手続停止に伴う措置)

人民法院が訴訟の中止を決定するとき、特許権者又は利害関係者が、被告に関係行為の停止を命じ、又は権利侵害による損害の継続的拡大を制止するためのその他の措置を講じることを請求し、かつ担保を提供した場合において、人民法院が審査をした結果、関連法律規定に合致する場合、人民法院は、裁定で訴訟を中止すると同時に、併せて関連裁定を出すことができる。

第 13 条(財産保全)

人民法院は、特許権に対し財産保全を行う場合、国务院特許行政部門に執行協力通知書を送付しなければならないが、当該通知書には要求する執行協力事項及び特許権の保全期限を記載し、

かつ人民法院の出す裁定書を添付しなければならない。

特許権の保全期間は、一回につき 6 か月を超えてはならず、国務院特許行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。当該特許権に対しなお引き続き保全措置を講じる必要がある場合、人民法院は、保全期間満了前に国務院特許行政部門に対し別途継続保全のための執行協力通知書を送達しなければならない。保全期間満了前に送達されない場合、当該特許権に対する財産保全は、自動的に解除されたものとみなす。

人民法院は、質権を設定している特許権に対して財産の保全措置を講じることができ、質権者の優先弁済権は、保全措置の影響を受けない。特許権者がライセンシーとすでに締結している特許の独占実施許諾契約は、人民法院が当該特許権に対して財産保全を講じることの影響しない。

人民法院は、すでに保全措置を講じている特許権に対して、再び保全措置を講じてはならない。

第 14 条 (職務発明の権利帰属に関する特例)

2001 年 7 月 1 日以前に所属する単位の物質的、技術的条件を利用して完成した発明創造は、当該単位と発明者又は創作者が契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属について約定がある場合、その約定に従う。

第 15 条 (合法的権益の保護)

人民法院が受理する特許権侵害に関する紛争事件で、訴訟当事者の権利が抵触する場合、法に従って先に権利を享有している当事者の合法的な権益を保護しなければならない。

第 16 条 (先に得た合法的権利の定義)

特許法第 23 条にいう先に得た合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権及び知名商品特有の包装又は装飾使用権等を含む。

第 17 条 (特許権の保護範囲、均等論)

特許法第 59 条第 1 項にいう「発明又は実用新案の特許権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び添付図面を請求項の内容の解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は、請求項に記載されている全ての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない。当該技術特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。

均等な特徴とは、記載されている技術特徴と基本的に同一の手段を用いており、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつその領域の一般技術員が訴えられている権利侵害行為の発生時に創造的な労働を経ずして連想することのできる特徴をいう。

第 18 条 (経過規定)

特許権侵害行為が 2001 年 7 月 1 日以前に発生した場合、改正前の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。2001 年 7 月 1 日以降に発生した場合、改正後の特許法の規定を適用して民事責任を確定する。

第 19 条(特許冒用者の民事責任)

他人の特許を冒用した場合、人民法院は特許法第 63 条の規定に従いその民事責任を確定することができる。特許業務管理部門が行政処罰を与えていない場合は、人民法院は民法通則第 134 条第 3 項の規定に従い民事制裁を加えることができ、適用される民事過料額は、特許法第 63 条の規定を参照して確定することができる。

第 20 条(賠償額の計算)

特許法第 65 条に定める権利者が権利侵害により被った実際の損失は、特許権者の特許製品が権利侵害により被った販売量減少の総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗ずることによって計算することができる。権利者の販売量減少の総量を確定することが難しい場合、権利侵害製品の市場における販売総量に個々の特許製品の合理的な利潤所得を乗じたものを、権利者が権利侵害により被った実際の損失とみなすことができる。

特許法第 65 条に定める権利侵害者が権利侵害により得た利益は、当該権利侵害製品の市場における販売総量に個々の権利侵害製品の合理的な利潤所得を乗じることによって計算することができる。権利侵害者が権利侵害行為により得た利益は、通常、権利侵害者の営業利潤によって計算し、完全に権利侵害行為を業としていた権利侵害者については、販売利潤によって計算することができる。

第 21 条(損失又は利益の確定が困難である場合)

権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが難しいが、特許許諾使用料を参照することができる場合、人民法院は、特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、特許権付与の性質、範囲及び存続期間等の要素に基づき、当該特許許諾使用料の倍数を参考にして合理的な賠償額を確定することができる。参照できる特許許諾使用料がない場合、又は特許許諾使用料が明らかに不合理である場合は、人民法院は、特許権の種類並びに権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、特許法第 65 条第 2 項の規定に従い賠償額を確定することができる。

第 22 条(侵害行為差止のための合理的支出)

権利者が権利侵害行為の差止のために支払った合理的支出を主張した場合、人民法院は、特許法第 65 条で確定された賠償額以外に別途計算することができる。

第 23 条(訴訟時効)

特許権侵害に関する訴訟の時効は2年とし、特許権者もしくは利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知りうべき日から起算する。権利者が2年を過ぎてから訴訟を提起した場合、権利侵害行為が訴訟提起時に依然継続しており、かつ当該特許権が有効期間内であれば、人民法院は、被告の権利侵害行為の差止判決をしなければならず、権利侵害による損害賠償額は、権利者が人民法院に対し訴訟を提起した日から2年間に遡って推計しなければならない。

第24条(販売の申出の定義)

特許法第11条及び第69条にいう販売の申出とは、広告、店頭ショーウィンドーでの陳列又は展覧販売会への出展等の形式をもって、商品販売の意思表示をすることをいう。

第25条(特許管理部門が侵害の有無を認定した事件の審査)

人民法院の受理する特許権侵害に関する紛争事件で、すでに特許業務管理部門が権利侵害又は権利不侵害認定を出している場合においても、人民法院は、当事者の訴訟請求に対し全面的に審査を行わなければならない。

第26条(過去の関連規定との優劣)

過去の関連司法解釈と本規定が抵触するときは、本規定による。

・原文

最高人民法院关于修改《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》的决定

《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》已于2015年1月19日由最高人民法院审判委员会第1641次会议通过，现予公布，自2015年2月1日起施行。

最高人民法院

2015年1月29日

法释〔2015〕4号

最高人民法院关于

修改《最高人民法院关于审理专利纠纷案件

适用法律问题的若干规定》的决定

(2015年1月19日最高人民法院审判委员会第1641次会议通过)

根据最高人民法院审判委员会第1641次会议决定，对《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》作如下修改：

一、将第五条第二款修改为：“侵权行为地包括：被诉侵犯发明、实用新型专利权的产品的制造、使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；专利方法使用行为的实施地，依照该专利方法直接获得的产品的使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；外观设计专利产品的制造、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；假冒他人专利的行为实施地。上述侵权行为的侵权结果发生地。”

二、将第八条第一款修改为：“对申请日在2009年10月1日前（不含该日）的实用新型专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的检索报告；对申请日在2009年10月1日以后的实用新型或者外观设计专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的专利权评价报告。根据案件审理需要，人民法院可以要求原告提交检索报告或者专利权评价报告。原告无正当理由不提交的，人民法院可以裁定中止诉讼或者判令原告承担可能的不利后果。”

三、将第九条第一项修改为：“（一）原告出具的检索报告或者专利权评价报告未发现导致实用新型或者外观设计专利权无效的事由的；”

四、将第十七条修改为：“专利法第五十九条第一款所称的‘发明或者实用新型专利权的保护范围以其权利要求的内容为准，说明书及附图可以用于解释权利要求的内容’，是指专利权的保护范围应当以权利要求记载的全部技术特征所确定的范围为准，也包括与该技术特征相等同的特征所确定的范围。

“等同特征，是指与所记载的技术特征以基本相同的手段，实现基本相同的功能，达到基本相同的效果，并且本领域普通技术人员在被诉侵权行为发生时无需经过创造性劳动就能够联想到的特征。”

五、将第十八条修改为：“侵犯专利权行为发生在 2001 年 7 月 1 日以前的，适用修改前专利法的规定确定民事责任；发生在 2001 年 7 月 1 日以后的，适用修改后专利法的规定确定民事责任。”

六、将第十九条修改为：“假冒他人专利的，人民法院可以依照专利法第六十三条的规定确定其民事责任。管理专利工作的部门未给予行政处罚的，人民法院可以依照民法通则第一百三十四条第三款的规定给予民事制裁，适用民事罚款数额可以参照专利法第六十三条的规定确定。”

七、删除第二十条第一款，第二款改为第一款并修改为：“专利法第六十五条规定的权利人因被侵权所受到的实际损失可以根据专利权人的专利产品因侵权所造成销售量减少的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积计算。权利人销售量减少的总数难以确定的，侵权产品在市场上销售的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积可以视为权利人因被侵权所受到的实际损失。”

第三款改为第二款,修改为：“专利法第六十五条规定的侵权人因侵权所获得的利益可以根据该侵权产品在市场上销售的总数乘以每件侵权产品的合理利润所得之积计算。侵权人因侵权所获得的利益一般按照侵权人的营业利润计算，对于完全以侵权为业的侵权人，可以按照销售利润计算。”

八、将第二十一条修改为：“权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定，有专利许可使用费可以参照的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节、专利许可的性质、范围、时间等因素，参照该专利许可使用费的倍数合理确定赔偿数额；没有专利许可使用费可以参照或者专利许可使用费明显不合理的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，依照专利法第六十五条第二款的规定确定赔偿数额。”

九、将第二十二条修改为：“权利人主张其为制止侵权行为所支付合理开支的，人民法院可以在专利法第六十五条确定的赔偿数额之外另行计算。”

十、将第二十四条修改为：“专利法第十一条、第六十九条所称的许诺销售，是指以做广告、在商店橱窗中陈列或者在展销会上展出等方式作出销售商品的意思表示。”

根据本决定，将《最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定》作相应修改，重新公布。

最高人民法院关于

审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定

(2001年6月19日最高人民法院审判委员会第1180次会议通过,根据2013年2月25日最高人民法院审判委员会第1570次会议通过的《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》第一次修正,根据2015年1月19日最高人民法院审判委员会第1641次会议通过的《最高人民法院关于修改〈最高人民法院关于审理专利纠纷案件适用法律问题的若干规定〉的决定》第二次修正,该修正自2015年2月1日起施行)

为了正确审理专利纠纷案件,根据《中华人民共和国民事诉讼法》(以下简称民法通则)、《中华人民共和国专利法》(以下简称专利法)、《中华人民共和国民事诉讼法》和《中华人民共和国行政诉讼法》等法律的规定,作如下规定:

第一条 人民法院受理下列专利纠纷案件:

1. 专利申请权纠纷案件;
2. 专利权权属纠纷案件;
3. 专利权、专利申请权转让合同纠纷案件;
4. 侵犯专利权纠纷案件;
5. 假冒他人专利纠纷案件;
6. 发明专利申请公布后、专利权授予前使用费纠纷案件;
7. 职务发明创造发明人、设计人奖励、报酬纠纷案件;
8. 诉前申请停止侵权、财产保全案件;
9. 发明人、设计人资格纠纷案件;
10. 不服专利复审委员会维持驳回申请复审决定案件;
11. 不服专利复审委员会专利权无效宣告请求决定案件;
12. 不服国务院专利行政部门实施强制许可决定案件;

13. 不服国务院专利行政部门实施强制许可使用费裁决案件；
14. 不服国务院专利行政部门行政复议决定案件；
15. 不服管理专利工作的部门行政决定案件；
16. 其他专利纠纷案件。

第二条 专利纠纷第一审案件，由各省、自治区、直辖市人民政府所在地的中级人民法院和最高人民法院指定的中级人民法院管辖。

最高人民法院根据实际情况，可以指定基层人民法院管辖第一审专利纠纷案件。

第三条 当事人对专利复审委员会于 2001 年 7 月 1 日以后作出的关于实用新型、外观设计专利权撤销请求复审决定不服向人民法院起诉的，人民法院不予受理。

第四条 当事人对专利复审委员会于 2001 年 7 月 1 日以后作出的关于维持驳回实用新型、外观设计专利申请的复审决定，或者关于实用新型、外观设计专利权无效宣告请求的决定不服向人民法院起诉的，人民法院应当受理。

第五条 因侵犯专利权行为提起的诉讼，由侵权行为地或者被告住所地人民法院管辖。

侵权行为地包括：被诉侵犯发明、实用新型专利权的产品的制造、使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；专利方法使用行为的实施地，依照该专利方法直接获得的产品的使用、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；外观设计专利产品的制造、许诺销售、销售、进口等行为的实施地；假冒他人专利的行为实施地。上述侵权行为的侵权结果发生地。

第六条 原告仅对侵权产品制造者提起诉讼，未起诉销售者，侵权产品制造地与销售地不一致的，制造地人民法院有管辖权；以制造者与销售者为共同被告起诉的，销售地人民法院有管辖权。

销售者是制造者分支机构，原告在销售地起诉侵权产品制造者制造、销售行为的，销售地人民法院有管辖权。

第七条 原告根据 1993 年 1 月 1 日以前提出的专利申请和根据该申请授予的方法发明专利权提起的侵权诉讼，参照本规定第五条、第六条的规定确定管辖。

人民法院在上述案件实体审理中依法适用方法发明专利权不延及产品的规定。

第八条 对申请日在 2009 年 10 月 1 日前（不含该日）的实用新型专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的检索报告；对申请日在 2009 年 10 月 1 日以后的实用新型或者外观设计专利提起侵犯专利权诉讼，原告可以出具由国务院专利行政部门作出的专利权评价报告。根据案件审理需要，人民法院可以要求原告提交检索报告或者专利权评价报告。原告无正当理由不提交的，人民法院可以裁定中止诉讼或者判令原告承担可能的不利后果。

侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件的被告请求中止诉讼的，应当在答辩期内对原告的专利权提出宣告无效的请求。

第九条 人民法院受理的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间内请求宣告该项专利权无效的，人民法院应当中止诉讼，但具备下列情形之一的，可以不中止诉讼：

（一）原告出具的检索报告或者专利权评价报告未发现导致实用新型或者外观设计专利权无效的事由的；

（二）被告提供的证据足以证明其使用的技术已经公知的；

（三）被告请求宣告该项专利权无效所提供的证据或者依据的理由明显不充分的；

（四）人民法院认为不应当中止诉讼的其他情形。

第十条 人民法院受理的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间届满后请求宣告该项专利权无效的，人民法院不应当中止诉讼，但经审查认为有必要中止诉讼的除外。

第十一条 人民法院受理的侵犯发明专利权纠纷案件或者经专利复审委员会审查维持专利权的侵犯实用新型、外观设计专利权纠纷案件，被告在答辩期间内请求宣告该项专利权无效的，人民法院可以不中止诉讼。

第十二条 人民法院决定中止诉讼，专利权人或者利害关系人请求责令被告停止有关行为或者采取其他制止侵权损害继续扩大的措施，并提供了担保，人民法院经审查符合有关法律规定的，可以在裁定中止诉讼的同时一并作出有关裁定。

第十三条 人民法院对专利权进行财产保全，应当向国务院专利行政部门发出协助执行通知书，载明要求协助执行的事项，以及对专利权保全的期限，并附人民法院作出的裁定书。

对专利权保全的期限一次不得超过六个月,自国务院专利行政部门收到协助执行通知书之日起计算。如果仍然需要对该专利权继续采取保全措施的,人民法院应当在保全期限届满前向国务院专利行政部门另行送达继续保全的协助执行通知书。保全期限届满前未送达的,视为自动解除对该专利权的财产保全。

人民法院对出质的专利权可以采取财产保全措施,质权人的优先受偿权不受保全措施的影响;专利权人与被许可人已经签订的独占实施许可合同,不影响人民法院对该专利权进行财产保全。

人民法院对已经进行保全的专利权,不得重复进行保全。

第十四条 2001年7月1日以前利用本单位的物质技术条件所完成的发明创造,单位与发明人或者设计人订有合同,对申请专利的权利和专利权的归属作出约定的,从其约定。

第十五条 人民法院受理的侵犯专利权纠纷案件,涉及权利冲突的,应当保护在先依法享有权利的当事人的合法权益。

第十六条 专利法第二十三条所称的在先取得的合法权利包括:商标权、著作权、企业名称权、肖像权、知名商品特有包装或者装潢使用权等。

第十七条 专利法第五十九条第一款所称的“发明或者实用新型专利权的保护范围以其权利要求的内容为准,说明书及附图可以用于解释权利要求的内容”,是指专利权的保护范围应当以权利要求记载的全部技术特征所确定的范围为准,也包括与该技术特征相等同的特征所确定的范围。

等同特征,是指与所记载的技术特征以基本相同的手段,实现基本相同的功能,达到基本相同的效果,并且本领域普通技术人员在被诉侵权行为发生时无需经过创造性劳动就能够联想到的特征。

第十八条 侵犯专利权行为发生在2001年7月1日以前的,适用修改前专利法的规定确定民事责任;发生在2001年7月1日以后的,适用修改后专利法的规定确定民事责任。

第十九条 假冒他人专利的,人民法院可以依照专利法第六十三条的规定确定其民事责任。管理专利工作的部门未给予行政处罚的,人民法院可以依照民法通则第一百三十四条第三款的规定给予民事制裁,适用民事罚款数额可以参照专利法第六十三条的规定确定。

第二十条 专利法第六十五条规定的权利人因被侵权所受到的实际损失可以根据专利权人的专利产品因侵权所造成销售量减少的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积计

算。权利人销售量减少的总数难以确定的，侵权产品在市场上销售的总数乘以每件专利产品的合理利润所得之积可以视为权利人因被侵权所受到的实际损失。

专利法第六十五条规定的侵权人因侵权所获得的利益可以根据该侵权产品在市场上销售的总数乘以每件侵权产品的合理利润所得之积计算。侵权人因侵权所获得的利益一般按照侵权人的营业利润计算，对于完全以侵权为业的侵权人，可以按照销售利润计算。

第二十一条 权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定，有专利许可使用费可以参照的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节、专利许可的性质、范围、时间等因素，参照该专利许可使用费的倍数合理确定赔偿数额；没有专利许可使用费可以参照或者专利许可使用费明显不合理的，人民法院可以根据专利权的类型、侵权行为的性质和情节等因素，依照专利法第六十五条第二款的规定确定赔偿数额。

第二十二条 权利人主张其为制止侵权行为所支付合理开支的，人民法院可以在专利法第六十五条确定的赔偿数额之外另行计算。

第二十三条 侵犯专利权的诉讼时效为二年，自专利权人或者利害关系人知道或者应当知道侵权行为之日起计算。权利人超过二年起诉的，如果侵权行为在起诉时仍在继续，在该项专利权有效期内，人民法院应当判决被告停止侵权行为，侵权损害赔偿数额应当自权利人向人民法院起诉之日起向前推算二年计算。

第二十四条 专利法第十一条、第六十九条所称的许诺销售，是指以做广告、在商店橱窗中陈列或者在展销会上展出等方式作出销售商品的意思表示。

第二十五条 人民法院受理的侵犯专利权纠纷案件，已经过管理专利工作的部门作出侵权或者不侵权认定的，人民法院仍应当就当事人的诉讼请求进行全面审查。

第二十六条 以前的有关司法解释与本规定不一致的，以本规定为准。

[執筆協力]

森・濱田松本法律事務所北京代表処

[発行]

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6513-7079

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェトロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。